第６講　【政治編】安全保障と防衛

PART1 平和主義

Chapter1　憲法における平和主義の規定

目標
アメリカ大統領が初めて被爆地を訪問したのはいつだろう。
「平和主義」について書かれているのは日本国憲法のどこか，確かめよう。

1　日本の敗戦

①**第二次世界大戦〔太平洋戦争〕敗戦**に伴う国土の荒廃

A 〔　　　　　　　　〕軍による約 150 都市の空襲

さらに〔　　　　　〕**戦**でも民間人含め多大な犠牲者を出す

B **広島・長崎**への〔　　　　〕投下（**1945年８月６日・９日**）

人類史上初・唯一の**核兵器**の実戦使用

※広島の〔　　　　　　　　　　〕は単独で世界文化遺産に登録されている。

※ 2016年，現職のアメリカ大統領として初めて〔　　　　　　〕**大統領**が広島訪問。

②連合国の対日占領政策→これまでは軍国主義の下で侵略戦争を行ってきた。

ＧＨＱ〔連合国軍総司令部〕による非軍事化・民主化

2　憲法前文の平和主義

悲劇を繰り返さないという反省と決意の下，日本国憲法には**国民主権・基本的人権の尊重**と並ぶ「三大基本原理〔三大原則〕」の一つとして〔　　　　　　　　〕が盛り込まれた。

※憲法施行に伴い文部省が中学１年生に配布し数年間使用された『**あたらしい憲法のはなし**』にも戦争放棄を説明するイラストが描かれている。

「**政府**の行為によつて再び**戦争の惨禍**が起ることのないやうにすることを決意し……」

「日本国民は，**恒久の**〔　　　　〕を念願し，人間相互の関係を支配する**崇高な理想**を深く自覚するのであつて，**平和**を愛する諸国民の**公正と信義**に信頼して，われらの**安全と生存**を保持しようと決意した。われらは，**平和**を維持し，専制と隷従，圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる〔　　　　〕**社会**において，**名誉ある地位**を占めたいと思ふ。われらは，全世界の国民が，ひとしく**恐怖と欠乏**から免かれ，**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。」（日本国憲法前文）

3 憲法第９条の平和主義

日本国憲法は，前文・**第９条**で徹底した非戦・非武装主義と〔　　　　　　　　　〕**権**の保障を宣言している点で，画期的な平和憲法だといえる。

※**個別的自衛権**はもちろん〔　　　　〕**的自衛権**も否定していない。

①**戦争の放棄**・武力の不行使（第１項）

「日本国民は，**正義と秩序**を基調とする**国際平和**を誠実に希求し，**国権の発動たる**〔　　　　〕と，**武力による威嚇**又は〔　　　　〕**の行使**は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを〔　　　　〕する。」

※日本は侵略戦争を禁じた**不戦条約**〔ケロッグ・ブリアン規約〕（1928年，パリ）に加盟している。

②**戦力の不保持・交戦権の否認**（第２項）

「前項の目的を達するため，**陸海空軍**その他の〔　　　　〕は，これを**保持しない**。国の〔　　　　　〕は，これを**認めない**。」

※フランス・ドイツ・イタリアをはじめ戦争の不法性を憲法に盛り込んでいる国はあるが，戦力の不保持まで規定している憲法は他にない。

※中米のコスタリカ憲法は，常備軍の廃止を定めており注目されている。

原爆ドーム

『あたらしい憲法のはなし』戦争放棄

まとめ

戦後 70 年以上たった 2016 年，オバマ大統領がアメリカ大統領として初めて広島を訪問した。

日本国憲法の前文と第９条に，平和主義は盛り込まれている。

Chapter2　日米安保体制

目標
サンフランシスコ平和条約の特徴について理解しよう。
日米安全保障条約改定の最も大きな要素を考えよう。

1　日本の独立と日米安全保障条約

戦後の東西冷戦下で，アメリカは日本に「反共の防波堤」として基地を置き，日本はアメリカの「核の傘」に守られて経済成長に専念した。

※ 1949年の中華人民共和国成立や，1950年の朝鮮戦争勃発などに伴い冷戦が激化すると，アメリカによる日本の西側資本主義陣営への組み入れが進む。

1951年　〔　　　　　　　　　　　　　〕**平和条約**→吉田茂内閣

※ソ連などの社会主義国を除く西側諸国との単独講和〔片面講和〕。奄美・小笠原・沖縄の各諸島はアメリカの施政権下に。

〔　　　　　　　　　　　〕**条約**→片務的

※**アメリカの日本防衛義務欠如・期限不明確**・国内紛争に際し米軍の介入を認める**内乱条項**の存在など。

吉田茂

1952年　**日米**〔　　　　〕**協定**

※日本はアメリカの駐留軍に基地（施設・区域・役務）を無償提供し，**防衛分担金**を負担。内灘事件（石川県）・**砂川事件**（東京都）など，国内で**米軍基地反対闘争**が起こる。

2　国際社会への復帰と新日米安全保障条約

1953年　奄美群島返還

1956年　日ソ共同宣言→鳩山一郎内閣

日本が国際連合に加盟

※日本の「外交三原則」は，国連中心主義・自由主義国との協調・アジアの一員としての立場の堅持。

1959年～安保改定反対運動「**60年安保闘争**」開始→岸信介内閣

1960年　日米相互協力及び安全保障条約〔新安保条約〕→双務的

※**アメリカの日本防衛義務**・在日米軍の重大行動に関する〔　　　　　　　〕

制の確認・日本及び在日米軍基地への攻撃に対する〔　　　　〕**行動**・相互の防衛力強化と経済協力促進・条約期限は〔　　　〕**年間**など。

日米〔　　　　〕協定

※国内における在日米軍の行動を定めたもの。**防衛分担金を廃止**。

1965年　日韓基本条約→佐藤栄作内閣

1968年　小笠原諸島返還

1970年　新安保条約自動延長

1972年　沖縄返還

※在日米軍基地の約70％が沖縄県に集中。

日中共同声明→田中角栄内閣

1978年　日中平和友好条約→福田赳夫内閣

日米〔　　　　　　　　〕のための指針〔ガイドライン〕

在日米軍への「〔　　　　　　　　〕**予算**」負担開始

返還前の沖縄

まとめ

サンフランシスコ平和条約は，社会主義国を除く西側諸国との片面講和だった。日米安全保障条約は片務的だったので，双務的なものに改定された。

第 6 講　PART1　確認問題

1 第二次世界大戦時，広島に原爆が投下されたのは 1945年の何月何日か。

① 8月6日　② 8月9日
③ 8月14日　④ 8月15日

2 日本国憲法前文と第９条で**宣言していないもの**はどれか。

① 平和的生存権　② 集団的自衛権
③ 非武装主義　④ 非戦主義

3 日本国憲法第９条第１項で規定されているものの組み合わせとして正しいのはどれか。

① 戦争の放棄，武力の不行使　② 戦争の放棄，戦力の不保持
③ 武力の不行使，交戦権の否認　④ 戦力の不保持，交戦権の否認

4 1952年に結ばれた，日本がアメリカの駐留軍に基地（施設・区域・役務）を無償提供することなどを内容とする取り決めを何というか。

① 日米地位協定　② MSA 協定
③ 日米行政協定　④ 日米安全保障条約

5 東京で起こった，米軍基地拡張反対闘争をめぐる事件を何というか。

① 長沼ナイキ基地訴訟　② 恵庭事件
③ 砂川事件　④ 百里基地訴訟

6 60年安保闘争が起こったときの首相はだれか。

① 鳩山一郎　② 吉田茂
③ 佐藤栄作　④ 岸信介

7 1960年に結ばれた，アメリカの日本防衛義務などを内容とする取り決めはどれか。

① MSA 協定　② 日米安全保障条約
③ 日米地位協定　④ 日米相互協力及び安全保障条約

8 防衛分担金を廃止することとした取り決めはどれか。

① 日米地位協定　② MSA 協定
③ 日米行政協定　④ 日米防衛協力のための指針

9 最も早い時期にアメリカから返還された地域はどこか。

① 沖縄県　② 歯舞群島
③ 奄美群島　④ 小笠原諸島

10 在日米軍への「思いやり予算」の負担が開始されたのはいつか。

① 1950年代　② 1960年代
③ 1970年代　④ 1980年代

第 6 講　PART1　確認問題　解答

1　解答：①

原爆被害の象徴となった広島の原爆ドームは，のちに世界文化遺産に登録された。

②：長崎に原爆が投下された日。
③：日本がポツダム宣言を受諾した日。
④：昭和天皇による終戦の詔勅がラジオ放送（玉音放送）された日。

2　解答：②

自国に対する武力攻撃ではなく，同盟関係にある国への武力攻撃を実力で阻止する権利。否定はしていないが，宣言もしていない。

①③④：日本国憲法は，前文・第 9 条で徹底した非戦・非武装主義と平和的生存権の保障を宣言している点で，画期的な平和憲法だといえる。

3　解答：①

第 9 条第 1 項では，「国権の発動たる戦争と，武力による威嚇又は武力の行使は，…永久にこれを放棄する」と定められている。

②：「戦力の不保持」は第 9 条第 2 項に規定されている。
③：「交戦権の否認」は第 9 条第 2 項に規定されている。
④：いずれも第 9 条第 2 項に規定されている。

4　解答：③

防衛分担金を負担することも取り決められた。

①：1960年に結ばれた，在日米軍の地位などを定めた協定。
②：1954年に結ばれた，日米相互防衛援助に関する協定。
④：1951年に結ばれた，日本とアメリカの間の安全保障に関する条約。

5 解答：③　米軍基地反対闘争をめぐる事件には，他に石川県で起こった内灘事件もある。

①：北海道で起こった，自衛隊基地建設をめぐる事件。
②：北海道で起こった，自衛隊の演習騒音をめぐる事件。
④：茨城県で起こった，自衛隊基地建設をめぐる事件。

6 解答：④　60 年安保闘争（安保改定反対運動）は 1959 年に開始された。

①：1956 年に日ソ共同宣言を発表した首相。
②：1951 年にサンフランシスコ平和条約を締結した首相。
③：1965 年に日韓基本条約を締結した首相。

7 解答：④　在日米軍の重大行動に関する事前協議制の確認なども盛り込まれている。

①：1954 年に結ばれた，日米相互防衛援助に関する協定。
②：1951 年に結ばれた，日本とアメリカの間の安全保障に関する条約。
③：日米相互協力及び安全保障条約〔新安保条約〕締結後に結ばれた，在日米軍の地位などを定めた協定。

8 解答：①　日米地位協定は在日米軍の地位などについて定めた協定。

②：日米相互防衛援助に関する協定。
③：日本がアメリカの駐留軍に基地（施設・区域・役務）を無償提供することなどを内容とする協定。
④：米軍と自衛隊による日本有事の際の共同作戦に関する指針。

9 **解答：③**　奄美群島は 1953 年に返還された。

①：1972 年に返還された。
②：北方領土の一つで，第二次世界大戦後，ソ連（ロシア）に占拠された。
④：1968 年に返還された。

10 **解答：③**　日米地位協定では，在日米軍の駐留経費は原則的にアメリカが負担することになっている。しかし，1970 年代以降，その費用の一部を日本が自主的に負担する「思いやり予算」が定着した。